

学校保健

平成11年3月1日

No. 226

(財)日本学校保健会ホームページアドレス
<http://www.hokenkai.or.jp/>

JAPANESE SOCIETY OF SCHOOL HEALTH

(財)日本学校保健会

「心の健康」には、地域学校保健委員会で対応

(財) 日本学校保健会 副会長 本吉鼎三





学校保健の課題が次々に提起される中で、近時、大きくクローズアップされた一つに「学級崩壊」がある。有馬文部大臣からもその実態調査が指示されたと聞く。これは児童生徒の「こころ」の問題を中心として(医学的にはAD.HDの存在も無視出来ないが)主として幼児期からの家庭教育の在り方が底流にあるという指摘もある。曰く「夜型生活の増加、自己中心的で他の子どもとのコミュニケーションがうまくいかない、挨拶ができないといった子ども」の増加である。幼児期からの基本的な家庭教育を改めて見つめなおす必要があるといえよう。

昨今、「子ども達の健康な心をどう育んでいくか」についての提言は枚挙にいとまないが、それらを集約し、最も基本かつ重要と思われる対策を敢えて挙げるとすれば、「学校と家庭との連携・協力をいっそう強化するとともに、地域の中に子どもが健全に育つシステムをつくる」という意見に尽きると思う。日本学校保健会は、各学校ごとに学校・家庭・地域で構成される学校保健委員会の活性化を推進するとともに、中学校区ごとにそれらの連合体（地域学校保健委員会）を設けて、地域の総合力を挙げて「子どもの心身の健康」を推進する実践活動に取り組んできた。中教審答申以後、地域教育協議会等の創設が構想されているが、何よりも地域学校保健委員会を充実拡充し、幼児期の諸問題にも対応していくことこそが「地域教育システムづくり」にとっての「最短かつ最良の道」であることを強く提唱したい。

目 次

「心の健康」には、地域学校 保健委員会で対応	…1
「学校で予防すべき伝染病」の 解説書に至った経過について	…2
学校保健法施行規則の 一部改正について	…4
Q&A 学校で予防すべき伝染病の 取扱い	…5
北から南から	…6
平成10年度学校保健センター 事業報告会	…7
虎の門	…7
会報をよくするため、読者のご意見を求めて います。お葉書きをお寄せください。	

会報をよくするため、読者のご意見を求めて
います。お葉書をお寄せください。

乞御回覽	校長	教頭	保健主事	養護教諭		PTA	會長	副會長	

「学校で予防すべき伝染病」の解説書に至った経過について

児童生徒の健康状態サーベイランス委員会 委員長 平山宗宏

1. 伝染病予防法改正の趣旨

明治30年に制定された「伝染病予防法」がようやく改正され、平成10年10月2日に公布、平成11年4月1日から施行されることになった。

なにぶんにも百年前に制定された法律だけに、この間の医学、医療の進歩、衛生水準の向上、国民の健康・衛生意識の向上、世界的な交通状況の変化、最近の新興感染症や再興感染症の問題などに合わなくなってきていたことは当然で、改正は必須であった。改正の論議の中で、昔の誤った、或いは過剰な感染症への恐怖等から、ライ予防法などに代表される人権侵害の著しい状況のあったことへの反省も求められた由で、新法には、かつてのいわれない患者への差別や偏見を反省する趣旨を含む前文がつけられている。また新法の中では、患者の入院等について本人への説明と同意を前提としているのが特徴で、伝染病という用語が人権侵害の原因の一つと考えられたのか、新法では伝染病という語は使われず、すべて感染症に統一されている。

大きく変わったのは、第一に予防すべき感染症の分類を一新したこと、第二は患者等の人権を重んじた健康診断や入院の定め方であり、第三にその入院先の病院の分類である。

2. 感染症の分類（類型）

感染症の類型は1類から4類までの4群の他に、必要が生じた場合に備えて指定感染症と新感染症が定められているが、現在その候補に考えられている疾患があるわけではない。

1類感染症は特に重篤で感染力も強いと考えられる疾患でわが国には常在しない。2類は従来の法定伝染病から残った、入院治療や消毒等が必要な疾患である。3類は腸管出血性大腸菌感染症だけで、食

品製造などへの就業制限だけを定めている。4類には多くの疾患が含まれているが、エイズと性病がここに含まれたので、いわゆるエイズ予防法と性病予防法が廃止される。

これらの感染症を診断した医師は、1類、2類、3類の感染症については無症状病原体保有者などを含めて届け出る必要があり、4類については、エイズ、梅毒、マラリアとその他省令で定める感染症はすべて同様に届け出る必要があり、その他は定点によるサーベイランス方式によって発生状況を把握することになる。

3. 感染症指定医療機関（入院先の病院の類型）

次の三種類に分類されて整備される。

特定感染症指定医療機関：厚生大臣が指定、全国に2~4か所。新感染症、1類及び2類感染症を入院させる。

第一種感染症指定医療機関：都道府県知事が指定、原則都道府県ごとに1か所。1類及び2類感染症を入院させる。

第二種感染症指定医療機関：都道府県知事が指定、原則として二次医療圏域毎に1か所。2類感染症を入院させる。

なお、動物の検疫を強化する必要性から、狂犬病予防を犬だけでなく猫等にも拡大し、また外国での経験も踏まえて、サルなどの輸入に際しての検疫を強化することになっている。

4. 学校保健法によるいわゆる「学校伝染病」についての改正

学校保健法に関する省令で定められている施行規則の一部「学校において予防すべき伝染病」（いわゆる学校伝染病）の定めは、その第1類が伝染病

予防法のいわゆる法定伝染病（11種類）であることから、もとになっている法律の改正に連動して改正する必要が生じた。

文部省ではこのため、新感染症予防法の大枠が判明した時点で学校伝染病のあり方についての検討を開始した。すなわち「学校における伝染病予防の見直しに関する調査研究」の協力者会議である。協力者は、感染症専門学者、学校保健に関わる各診療科の専門医、教育委員会や学校現場の先生方の代表などであり、数回にわたる議論・検討の上、改正すべき内容の案の骨子をまとめて報告した。

この協力者会議においてとくに議論されたのは、従来の施行規則の第3類にある「その他の伝染病」に該当させるべき疾患と出席停止期間の考え方であった。学校現場の立場からは、病名を挙げて対応を示してくれた方がよいとの意見も出されたが、具体的に候補となりうる感染症名を考えてみると、多数にわたってしまって収拾がつかなくなってしまう。そこで、規則改定は必要最低限にとどめ、「その他の伝染病」の考え方については別に解説書を作成して、学校保健関係の医療関係者と学校関係者（医師以外）にそれぞれ配布することで、周知を図ることで意見が一致し、その旨を書き添えた報告書が取りまとめられた。

また、感染症の中でヒトからヒトにうつる疾患を伝染病と呼ぶという理解で、学校保健法関係では従来に引き続き伝染病の表現を踏襲することとし、新感染症予防法の人権への配慮も考慮して、出席停止の考え方やその期間についても解説書に医学的理由を示すこととした。

施行規則の改正点の第一は、従来第一類から第三類としていた分類を、「類」が新感染症予防法で使われてしまったために第一種のごとく「種」に改めたことである。

第一種は新感染症予防法の一類と二類の感染症でまとめ、これらは原則入院治療なので、出席停止の期間を退院可能になる「治癒するまで」とした。

第二種は従来からの学校伝染病の第二類が主であ

るが、分類としては学校の場で流行しやすい飛沫感染をする感染症として整理し、飛沫感染が主である結核を三類から移籍した。出席停止期間は従来の考え方を踏襲している。

第三種は従来からの眼の伝染病二つに腸管出血性大腸菌感染症を加え、その他の伝染病も残し、その解説を別途示すことにしたのは前述の通りである。

5. 日本学校保健会に解説書作成のための小委員会設置

文部省の協力者会議が、規則の改定案とともに解説書の必要性を報告したのを受けて、文部省は医療関係者用と学校関係者用の二通りの解説書をつくることとし、その執筆、編集を日本学校保健会に委託した。そこで学校保健会では、専門医と学校関係者からなる「学校で予防すべき伝染病等に関する解説書作成等小委員会」を平成10年秋に設置し、種々検討しつつ作成作業に入った。期間が限られた中で急遽作り上げた小委員会原案は、文部省内で法や規則との整合性等の面をチェックした上で、「学校で予防すべき伝染病の取り扱い」として、文部省から刊行される運びとなったものである。

以上が「学校で予防すべき伝染病の取り扱い」が刊行されるまでの経緯であり、規則改正は平成11年4月から実施される。この冊子が今後の伝染病予防の実務のお役に立つことを願っている。



学校保健法施行規則の一部改正について (学校における伝染病の予防に関する見直し)

文部省体育局学校健康教育課 専門員 北澤潤

1. 改正の趣旨

伝染病の予防に関しては、旧伝染病予防法をはじめとして、伝染病の予防に関する規定する法律があり、これらの法律は、当然学校にも適用される。しかし、学校という特殊性にかんがみ、一般公衆衛生法規に規定する以上に特に伝染病の予防に留意する必要があることが多いため、伝染病の予防に関する規定する法律に規定のない事項について、学校保健法で学校における伝染病予防に関し必要な事項を定めている。

一方、最近における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、総合的な感染症予防対策の推進を図るために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が制定され、感染症の類型に応じて入院等の措置が講じられることとなった。

そのため、文部省では、平成10年3月より「学校における伝染病予防の見直しに関する調査研究協力者会議」（主査 平山宗宏日本子ども家庭総合研究所長）を開催し、学校保健法で規定されている伝染病の予防について見直し等を行い、学校保健法施行規則の一部改正を行った（平成10年12月21日公

布)。

2. 改正の概要

- ① 伝染病の種類及び出席停止の期間の基準
ア 学校で予防すべき伝染病の種類の変更

 - ・ 法定伝染病が対象であった第1類を感染症新法の第1類及び第2類とするなどの改定を行った。(図を参照)
 - ・ 類を種に変更した。

イ 出席停止期間の基準の変更

- ## ② 伝染病の予防に関する細目の削除

現在の学校における伝染病の予防の状況を踏まえて、伝染病の予防に関する細目のうち、規則第20条第2項ただし書きに係る予防措置が削除された。

3. その他

- 施行期日 平成11年4月1日
 - 本年度中に医学的見地かつ教育的見地から指導助言を実施することができるよう、(財)日本学校保健会に委託し作成している。

学校で発生した伝染病の種別の割合



学校で予防すべき伝染病の取扱い

学校で予防すべき伝染病等に関する解説書作成等小委員会 委員 内藤昭三

Q1 新しく「感染症予防法」が制定されました。「学校保健法」ではどこが変わったのでしょうか?

A 伝染病の予防に関する事項(法律第12、13、14条)(政令第5、6条)(省令=施行規則第19、20、21、22条)のうち、規則第19条学校において予防すべき伝染病の種類、第20条出席停止の期間の基準のみが変更になりました。なお同規則第22条の第3項は削除されました。

Q2 感染症と伝染病とはよく似ている言葉ですが、なぜ学校では伝染病というのでしょうか?

A 病原体(病原微生物)が体内に侵入して発病した時に感染症といいますが、その中でヒトからヒト、または器物・飲食物・動物などを介して病気が流行する場合を伝染病といいます。学校保健法において「感染症」と言わないことの説明が本文中に記載されていますのでお読み下さい。

Q3 学校伝染病の種類が改正前と大きく変わりましたが、その内容はどのようにになったのでしょうか?

A 前頁の「学校で予防すべき伝染病の種別の考え方」の表を参照して下さい。

改正前の第19条(類)→改正後の第19条(種)及び20条(種)の要点は以下の通りです。

◎第1類→第1種

感染症新法に規定される第1類及び第2類感染症が第1種となります。

出席停止の期間は、治癒するまでです。

◎第2類→第2種

伝染病のうち飛沫感染するものを第2種とします。

児童生徒の罹患が多く広がる可能性が高いのです。

出席停止の期間は、結核を除き伝染病ごとに定められています。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時は出席できます。

◎第3類→第3種

伝染病のうち学校教育活動を通じ、広がる可能性のあるものを第3種としています。

出席停止の期間は、結核を含め伝染病ごとに定められていないが、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまでとなります。

◎改正前後における伝染病種類の変動をみると

第1類では痘瘡は削除されましたが、6疾患はそのまま第1種に残り、発疹チフス、猩紅熱、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎の4疾患は第3種のその他の伝染病に移行しました。

第2類では7疾患はそのまま第2種に残り、急性灰白髄炎は感染症予防法2類になったため第1種に、またウイルス性肝炎はヒトからヒトへ伝染しにくいため第3種のその他の伝染病に移行しました。

第3類では感染性の2眼疾患は第3種で、飛沫感染の結核のみが第2種に移行しました。

◎新学校伝染病：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、は第1種に、腸管出血性大腸菌感染症は第3種に登場しました。

◎呼称の変更：赤痢(疫痢を含む)は細菌性赤痢に、猩紅熱は溶連菌感染症に改称されました。

◎第3種で例示されたその他の伝染病名：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、頭じらみ、水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)、伝染性皮膚疾患(伝染性膿瘍疹)の10疾患です。

Q4 改正後に猩紅熱が見当たりません。なぜでしょうか?

A ヒトの咽頭や鼻くうに存在するレンサ球菌のうち、A群溶血レンサ球菌は化膿菌として種々の化膿性炎症性疾患をおこす重要な菌ですが、中でも発赤毒による皮膚の発疹を伴い急性扁桃炎を主症状とする全身性疾患を猩紅熱といっています。法定伝染病でしたが、最近は抗菌剤の進歩によりその発生数も減少し、今回の改正ではその他の伝染病として、わかりやすい溶血性レンサ球菌(溶連菌)感染症に変わりました。

Q5 その他の伝染病は、例示された以外にもあるのでしょうか?

A あります。ただ学校で流行が起こった場合に、その流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医と相談して第3種の伝染病としての措置をとることのできる疾患です。その際には出席停止を指示することによって流行の阻止が可能である医学的根拠と教育的配慮の必要性を勘案することが求められています。また隣接する学校・地域との整合性に留意して混乱を防ぐための配慮も必要です。

北から南から

横浜市学校保健会の活動

横浜市学校保健会事務局

本会は「学校衛生会」として創設され、昭和26年「横浜市学校保健会」と改称し、現在に至る。学校医、学校眼科医、学校耳鼻科医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、養護教諭、PTAの8部会で構成し活動している。

主な事業として

1. 横浜市学校保健大会開催

横浜市教育委員会との共催で毎年一回開催している。全体講演及び四つの分科会に別れ研究協議を行っている。

2. 児童う歯予防事業の実施

横浜市教育委員会より委託をうけ、希望校に歯科衛生士が巡回指導を行っている。

3. 健康手帳事業の実施

昭和38年度から独自の健康手帳を作成し、保健活動や保健学習に役立てている。

4. 各種大会への派遣

全国学校保健大会をはじめ各種大会へ参加し、学校保健の充実を図っている。

5. 広報誌の発行

年2~3回広報誌「よこはま学校保健」を発行し、当保健会の諸事業や支部活動の報告などを紹介している。

鳥取県学校保健会の活動

鳥取県学校保健会事務局

本会は、学校保健の研究を推進し、その向上発展を図ることを目的として、昭和29年に発足した。

10都市学校保健会と6部会（小・中・高等学校長、保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師）から組織され、事務局は、県教育委員会体育保健課が務めている。

＜主な事業＞

1. 学校保健研修会

保健主事及び養護教諭等を対象に、学校保健・健康教育に関する専門的研修を行い、学校保健活動の充実と健康教育活動の推進を図っている。

2. 県学校保健会長表彰

学校保健及び学校安全の普及と向上を図るために、優秀な成果をあげた個人及び学校・団体を

毎年表彰している。

3. 機関誌の発行

「鳥取県学校保健会報」を年1回発行している。内容は、学校保健研修会等の事業や都市学校保健会の活動等をまとめたもので、各学校保健関係者への情報提供を行っている。

福岡市学校保健会の活動

福岡市学校保健会事務局

福岡市学校保健会は、昭和39年に設立し、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・校長・教頭・保健主事・養護教諭・PTAの部会で組織され、学校保健の発展向上に努めている。

主な事業内容

○学校保健研究指定校・う歯半減推進校

指定校・推進校を設置し、研究・実践を奨励することで児童生徒の健康増進に資することを目的としている。

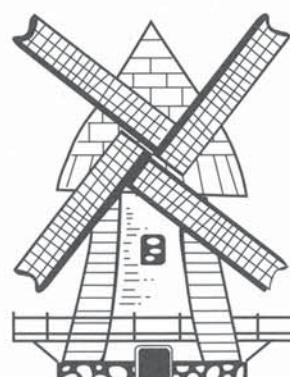
また、それぞれの学校の研究報告を「福岡市学校保健会だより」「う歯半減推進校の実践」として発行する。

○学校保健大会の開催

学校保健関係者の参加のもと、学校が当面している学校保健の諸問題について研究討議し、学校保健の振興を図ることを目的として開催する。

○表彰

学校保健の推進に寄与した個人並びに学校を表彰している。



平成10年度 学校保健センター事業報告会

学校保健センター企画運営委員会 委員長 青木宣昭

平成10年度の学校保健センター事業の企画及び運営は、専務理事を委員長に、会長委嘱の15名の委員による企画運営委員会が当たった。活動は普及指導・調査研究・健康増進の三部門に分かれ、13の委員会、4の小委員会に延べ180名の委員が参加して実施された。

この事業報告会は2月25日、日本医師会会館で全国から312名が参加して開催された。

午前中は若林副会長を座長に、矢野会長並びに文部省学校健康教育課大木企画室長のあいさつ、竹内日本医師会常任理事からご祝辞ののち、平成10年度学校保健センター事業の概要及び各委員会の活動の概要が企画運営委員長から報告された。続いて「保健主事資質向上委員会」の吉田委員長から、学校保健委員会の今日的意義と組織の運営の在り方を、学校種別ごとに事例をmajieながら要説した報告書についての説明がなされた。次に「心の健康問題への対応の在り方に関する調査研究委員会」の花

田委員長から「心の健康問題一対応の手引き」(案)についての説明がなされた。また、「アトピー性皮膚炎小委員会」の山本委員長からアトピー性皮膚炎について本症をもつ児童生徒が学校生活においても環境整備が必要であることへの理解のための冊子を作成し、近日中に各学校へ配布予定であることが報告された。

続いて、午後の分科会の「望ましい生活習慣づくり」「学校で予防すべき伝染病の見直し」について平山委員長から、「口腔機能発達研究委員会」について森本委員長から概要の説明がなされた。

午後からは上記の2分科会が行われ、活発な意見の交換がなされた。

内容については、本会から発行される「望ましい生活習慣づくり」、「学校で予防すべき伝染病の見直し」(学校関係者用・医療関係者用)、「歯・口の健康と食べる機能」の冊子をご覧いただきたい。

虎の門(49)

薬物乱用防止を進めよう

◆最近、中学生・高校生の薬物乱用が心配される。高校生の覚醒剤関係検挙者数は、平成7、8年とも対前年比で倍増し、9年も過去最高になった。中学生も9年は対前年比で倍増するなど、薬物乱用の低年齢化が進行している。

政府はこれを受けて「薬物乱用

対策推進本部」を設置し平成10年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」を策定した。また、効果的な戦略推進策として児童生徒が多く集まるような競技場に設置されている大型カラーディスプレーシステムを活用して薬物乱用防止のスポット映像(30秒~60秒)を放映す

るという。

◆各学校では日本学校保健会が新訂した「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引き」「薬物乱用に関する指導一指掌資料一」を大いに活用してもらいたい。

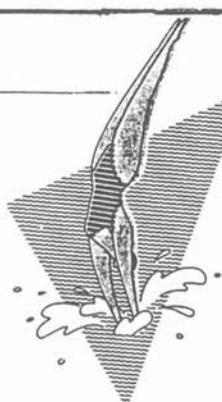
(編集委員 松本國夫)

プール用殺菌・消毒剤

ネオクロール

◆◆四国化成工業株式会社

東京本社 大阪支社 福岡営業所 名古屋営業所
03(5640)4113 06(282)1441 092(431)4111 052(705)0111





学童の集団検尿に、 エームス尿検査試験紙。

エームス尿検査試験紙

ネフロスティックス-L

体外诊断用医薬品

バイエル・三共株式会社
東京都中央区築地6丁目19番20号
販売元：
三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号
〒103-8426 ☎(03)5255-7111
JU1694-S

多人数のうがい励行に

300®自動うがい器

CO-SS型

- マイコンで機器内配管を自動洗浄
 - うがい薬コロロ[®]のB.I.B(Bag In Box)交換式を採用

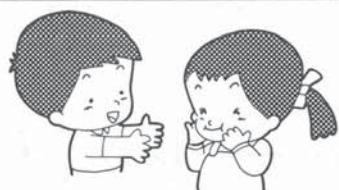
お問い合わせは

サラヤ株式会社 06(6797)2525 東京サラヤ株式会社 03(5461)8100



育ちざかりのひと粒！

目・歯・骨を大切に……



カワイ肝油ドロップ



 河合製繩株式会社

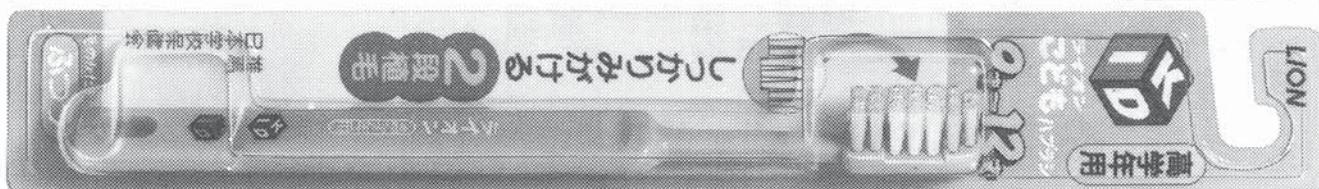
東京都中野区中野6-3-5

LION

しっかりみがける2段植毛採用

- 低学年用(6才~9才) ●高学年用(9才~12才)

ライオン
こども
ハブラシ



発行（財）日本学校保健会 矢野 享 元105-0001

東京都港区虎ノ門1-2-20 第19森ビル 領価1部100円(送料共)
電話 03(3501)3785・0968
FAX 03(3592)3898